

社団法人 全日本司厨士協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この協会は、社団法人全日本司厨士協会という。

(事務所の所在地)

第 2 条 この協会は、主たる事務所を東京都港区芝公園三丁目 6 番22号に置く。

(目 的)

第 3 条 この協会は、西洋料理に関する栄養及び食品衛生の普及向上を図り併せて、調理技術の改善に努め、もって国民食生活の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 国民栄養、食品衛生の普及向上に必要な講習会の開催その他栄養衛生教育の普及調理技術の向上に関する事業
2. 店舗、厨房施設等の改善普及に関する事業
3. 諸外国における衛生技術の調査研究に関する事業
4. 一般家庭に対する西洋料理法の普及に関する事業
5. 会員互助を目的とする調査、相談及び紹介に関する事業
6. 前各号に附帯する事業

第 2 章 会 員

(種 別)

第 5 条 この協会の会員は次の三種とし、会員の中から選出された代議員をもって民法上の社員とする。

1. 西洋料理の調理技術に従事する個人
2. この協会の目的達成に賛助協力する者

3. この協会の事業に貢献した者で理事会において推薦された者
- ② 会員は総会の議決を経て別に定める会費規定による会費を負担するものとする。ただし、前項第3号に掲げる者を除く。

(加 入)

- 第 6 条** この協会に加入しようとする者は所定の申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、前条第1項第3号に定めるものを除く。
- ② 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(脱 退)

- 第 7 条** この協会の会員は、次の場合には、その資格を喪失する。
1. 会員より脱退の申出があったとき
 2. 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
 3. 死亡又は解散
 4. 会費を1ヶ年度分以上納入しないとき
 5. 第8条の規定により除名されたとき

(除 名)

- 第 8 条** 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、出席した代議員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 9 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 3 章 役 員 等

(種別、定数、選任)

- 第 10 条** この協会に次の役員を置く。
- 理事40名以上42名以内、ただし、1名を会長、5名以上15名以内を副会長、1

名を理事長、1名を専務理事とし、2名を常務理事とする。

監事3名以上5名以内

- ② 理事及び監事は会員又は学識経験者の中から総会において選任する。ただし、相互に兼ねることができない。
- ③ 会長及び副会長は会員である理事の中から総会において選任し、理事長、専務理事及び常務理事は理事の互選により定める。
- ④ 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、3ヶ月以内に補充しなければならない。
- ⑤ 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- ⑥ 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(職 務)

第11条 理事は総会の議決に基づいて、会務を執行する。

- ② 会長は、この協会を代表し会務を総理する。ただし、調理師の無料職業紹介事業に限り、協会代表権を副会長、理事長、専務理事又は常務理事に付与することを得るものとする。
- ③ 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長がその職務を代行する。
- ④ 理事長は、会長の命を受けて会務の執行を統括する。
- ⑤ 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統括する。
- ⑥ 常務理事は、理事長の命を受けて常務を処理し、理事長事故あるときは、あらかじめ理事長の指名した常務理事がその職務を代行する。
- ⑦ 監事は、次に掲げる業務を行なう。
 - (1) 財務及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会、評議員会、理事会又は厚生労働大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会、評議員会又は理事会の招集を請求し、若しくは第4章の定めにかかわらず、総会、評議員会又は理事会を招集すること。

(任期)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- ② 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ③ 役員は、辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行なわなければならない。

(解任)

第13条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席した代議員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第14条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- ② 役員には費用を弁償することができる。
- ③ 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(評議員)

第15条 この協会に評議員200名を置き、会員の中から総会において選任する。

- ② 評議員は評議員会を組織し、会長の諮問に応ずる。
- ③ 前3条の規定は、評議員に準用する。

(名誉会長、顧問、相談役)

第16条 この協会に名誉会長1名、顧問及び相談役若干名を置き、理事長の推薦により会長が委嘱する。

- ② 名誉会長、顧問及び相談役は会長の諮問に応じ又は業務について意見を述べることができる。

(事務局)

第17条 この協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- ② 事務局に事務局長1名及び事務職員若干名を置き、理事長が任命し、理事長の命を受けて、庶務に従事させる。
- ③ 事務局の運営及び職員の給与は、理事会の議決を経て別に定める。

第18条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第4章 会 議

(種別開催)

第19条 会議は、総会、理事会、評議員会及び地方代表者会議とし、総会は代議員をもって構成し、総会を通常総会及び臨時総会に、理事会を通常理事会及び臨時理事会に、評議員会を通常評議員会及び臨時評議員会に分ける。

- ② 通常総会、通常理事会及び通常評議員会は、毎年1回開催する。
- ③ 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。なお、第2号及び第3号に該当する場合にあっては、会長はその日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 代議員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 第11条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- ④ 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。なお、第2号及び第3号に該当する場合にあっては、理事長はその日から1ヶ月以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第11条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- ⑤ 臨時評議員会は、第11条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があった日から1ヶ月以内に会長が招集する。
- ⑥ 地方代表者会議は、年2回開催する。

(代議員の選出)

第20条 代議員は、毎年地方本部総会において当該地区会員の中から互選によって選出する。

- ② 代議員は、地方本部会員50名につき1名（当該地区会員数を50で除したときの端数が10を超えるときは、除して得た数に1を加えた数とする）
- ③ 代議員の任期は次年度の地方本部総会において代議員が選出されるまでの期間とする。
- ④ 代議員については、第12条2号、3号（任期）、第13条（解任）、第14条第2項及び第3項（実費弁償等）の規定を準用する。

(地方代表者の選出)

第21条 地方代表者は、地方本部総会において当該地区会員の中から互選によって選出する。

- ② 地方代表者は、地方本部ごとに1名
- ③ 地方代表者については、第12条（任期）、第13条（解任）、第14条第2項及び第3項（実費弁償等）の規定を準用する。

(招 集)

第22条 総会及び評議員会は会長が、理事会、地方代表者会議は理事長が招集する。

- ② 会議を招集するには、その会議を構成する代議員、評議員、理事又は地方代表者に対し会議の目的である事項及び内容並びに日時、場所を明示した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席代議員の中から選出する。

(定足数、議決)

第 24 条 総会、評議員会、理事会又は地方代表者会議は、これを構成する代議員、評議員、理事又は地方代表者のそれぞれの過半数が出席しなければ開催することができない。

② 会議の議事は、出席代議員、評議員、理事又は地方代表者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第 25 条 代議員、評議員、理事又は地方代表者の表決権は、それぞれ一個とする。

② やむを得ない理由のため会議に出席できない代議員、評議員、理事又は地方代表者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又はその会議を構成する代議員、評議員、理事又は地方代表者である代理人に委任することができる。この場合は出席したものとみなす。

③ 前項の代理人は、代理権を証する書面をその会議の議長に提出しなければならない。

(議決事項)

第 26 条 総会はこの定款に規定するもののほか、会長が必要と認めた重要な会務について議決する。

② 総会及び評議員会は、出席代議員又は評議員の 3 分の 2 以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項について議決することができる。

③ 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する書類

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

④ 地方代表者会議は、協会の活動方針について議決する。

(議事録)

第 27 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければな

らない。

1. 開会の日時及び場所
 2. 代議員、評議員、理事又は地方代表者の現在数
 3. 出席代議員、評議員、理事又は地方代表者の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 4. 審議事項及び議決事項
 5. 議事の経過の概要及びその結果
 6. 議事録署名人の選任に関する事項
- ② 議事録には、議長及び出席代議員、評議員、理事又は地方代表者のうちあらかじめその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 この協会の資産は、次の各号をもって構成する。

1. 財産目録記載の財産
 2. 会費
 3. 資産から生ずる収入
 4. 寄付金品
 5. 事業に伴う収入
 6. その他の収入
- ② この協会の資産は、基本財産及び運用財産の二種とし、基本財産は、次の各号をもって構成する。
1. 前項第1号に規定する財産のうち基本財産の部に記載する財産
 2. 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- ③ 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(経費の支弁)

第29条 この協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算、決算)

第 30 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会計年度開始前に、事業計画書及び収支予算書を作成し、総会において出席者の 3 分の 2 以上の議決を得なければならず、かつ厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

第 31 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

② 前項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第 32 条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、2 ヶ月以内に事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を受け、総会において出席者の 3 分の 2 以上の議決を得なければならず、かつ厚生労働大臣に年度終了後 3 ヶ月以内に届け出なければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(会計年度)

第 33 条 この協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 地方本部、都道府県本部、支部

(設置、運営)

第 34 条 この協会は理事会の議決を得て、別に定めるブロックに地方本部を置き、各都道府県（当該都道府県がブロックとなっているものを除く。）の区域を単位として都道府県本部（以下「県本部」という。）を置く。

1 の都道府県をブロックとする地方本部及び県本部は、理事会の議決を経て、必要な地域に支部を置くことができる。

② 地方本部は、ブロック内の県本部の連絡・調整並びに総会が決定した事業計画及び収支予算に基づく事業（以下「事業」という。）を実施する。

- ③ 県本部は、地方本部の指導の下に事業を実施する。
- ④ 地方本部会長は、そのブロック内の県本部会長の互選により、理事会の承認を経て、県本部会長又は支部長は、それぞれ県本部又は支部の推薦により、理事会の議決を経て会長が任命する。ただし、1の都道府県をブロックとする地方本部の地方本部会長は、当該地方本部の推薦により、理事会の承認を経て会長が任命する。
- ⑤ 前各項のほか、地方本部、県本部、支部の運営に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 35 条 この定款は、総会において代議員総数の4分の3以上の議決を経て厚生労働大臣の許可を得なければ変更することができない。

(解散、残余財産の帰属)

第 36 条 この協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において代議員総数の4分の3以上の議決を経て解散することができる。

- ② 解散のときに存する残余財産は、総会において代議員総数の4分の3以上の議決を経、厚生労働大臣の許可を得て、この協会と同一又は類似の目的をもつ他の公益法人に寄与する。

第 8 章 雑 則

(委 任)

第 37 条 この定款に別に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この協会の設立当初の会費及び入会金は、第5条第2項及び第6条の規定に

かかわらず、設立発起人会の定めるところによる。

2. この協会の設立当初の役員及び評議員は、第9条及び第12条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
3. この協会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第30条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
4. この協会の設立当初の支部の設置、事業計画及び収支予算、長並びに規定は、第6章の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。